

第2期和光市自殺対策計画 (素案)

令和5年度 ～ 令和9年度
(2023年度 ～ 2027年度)

令和 5年 3月

和 光 市

はじめに



自殺対策基本法は、平成18年に施行・平成28年に改正され、自殺は「社会の問題」として総合的に予防の取組が推進されてまいりました。その結果、自殺者数は減少傾向となったものの、未だに全国の自殺者数は年間2万人を超える水準で推移しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることにより、自殺の要因となりうる様々な問題が悪化し、令和2年度は自殺者数の総数が11年ぶりに前年を上回り、特に小中高生の自殺者数は、令和2年度は過去最多、令和3年度は過去2番目の水準となっています。

市は、平成30年度からの5か年計画として策定した和光市自殺対策計画の期間満了に伴い、新たに令和5年度からの計画として「第2期和光市自殺対策計画」を策定いたしました。

和光市における人口10万人あたりの自殺死亡者数は、国及び埼玉県の数値を下回っていますが、平成21年から令和3年までの13年間で、145人の方が自ら命を絶っているという現実があります。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現に向け、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を規定しています。自殺は、単一の問題で起こることもありますが、多くの場合は経済や生活の問題、家庭の問題、健康の問題など、さまざまな悩みや問題が複合して自殺に至りますので、人がいのちを絶たざるを得ない状況に追い込まれる「プロセス」を把握し、保健・福祉・医療分野の各計画との機能的な連携を図り、問題の発見と解決に向けた包括的な支援を行うとともに、地域住民や地域組織と密接に連携しながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

本計画は、第1期計画での「生活支援の場を中心とした支援」をベースに、医学的根拠に基づいた施策の立案と医療につながる支援体制の構築を図ることで「生活支援」と「医療」との両輪で自殺予防対策に取り組んでまいります。

結びとなりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました、第2期和光市自殺対策計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました、関係機関、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

和光市長

柴崎 光子

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景及び目的.....	2
第2節	計画の位置づけ及び他計画との関係.....	3
第3節	計画の期間.....	4
第4節	計画の策定体制.....	5
第2章	計画の理念・目標・方針	7
第1節	国の自殺総合対策の動向等.....	8
第2節	基本理念・目標.....	9
第3節	基本方針.....	12
第3章	現状と課題	13
第1節	自殺者の現状.....	14
第2節	前期計画の実施状況（評価）と課題.....	19
第3節	新たな視点からの課題.....	24
第4節	職員向けアンケート調査から見える課題.....	29
第4章	施策	33
第1節	事業の体系.....	34
第2節	事業（取組）の展開.....	37
第5章	計画の推進体制	49
巻末資料		51
1	和光市健康づくり基本条例.....	52
2	第2期和光市自殺対策計画策定委員会設置要領.....	56
3	第2期和光市自殺対策計画策定委員会委員名簿.....	57
4	（参考）前期計画での事業の体系.....	58
5	新たな自殺総合対策大綱の概要.....	59
6	職員アンケート調査分析資料	61
7	相談先一覧.....	62

第Ⅰ章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景及び目的

わが国の自殺者数は平成10年以降、平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていました。その後は減少に転じ、平成30年以降は2万人程度で推移しています。

なお、警察の死体取扱数は、平成21年以降、年間16万～17万人(※)で、その中には、自殺か否かを特定できない人が含まれているため、実数ではさらに多いと推測できます。こうした背景の中、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、法第13条において、市の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。

また、令和4年に改正された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを、基本理念として掲げ、

- ①生きることの包括的な支援として推進する
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④実践と啓発を両輪として推進する

⑤国・地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

- ⑥自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)

の6点を基本方針として施策を推進することとしています。①～⑤までは、前大綱から引き続き基本理念として据えられ、新たに⑥が加わりました。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、年間自殺者数は減少傾向にあるものの非常事態はいまだ続いており、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)を行うとともに、地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進するという基本認識のもと、和光市では、国の定める自殺総合対策大綱を踏まえ、包括的な支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの実践的な取組を強化して、効果的に自殺対策を推進していくために、自殺対策の方針と目標、施策を明確にした第2期和光市自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない和光市」の実現を目指します。

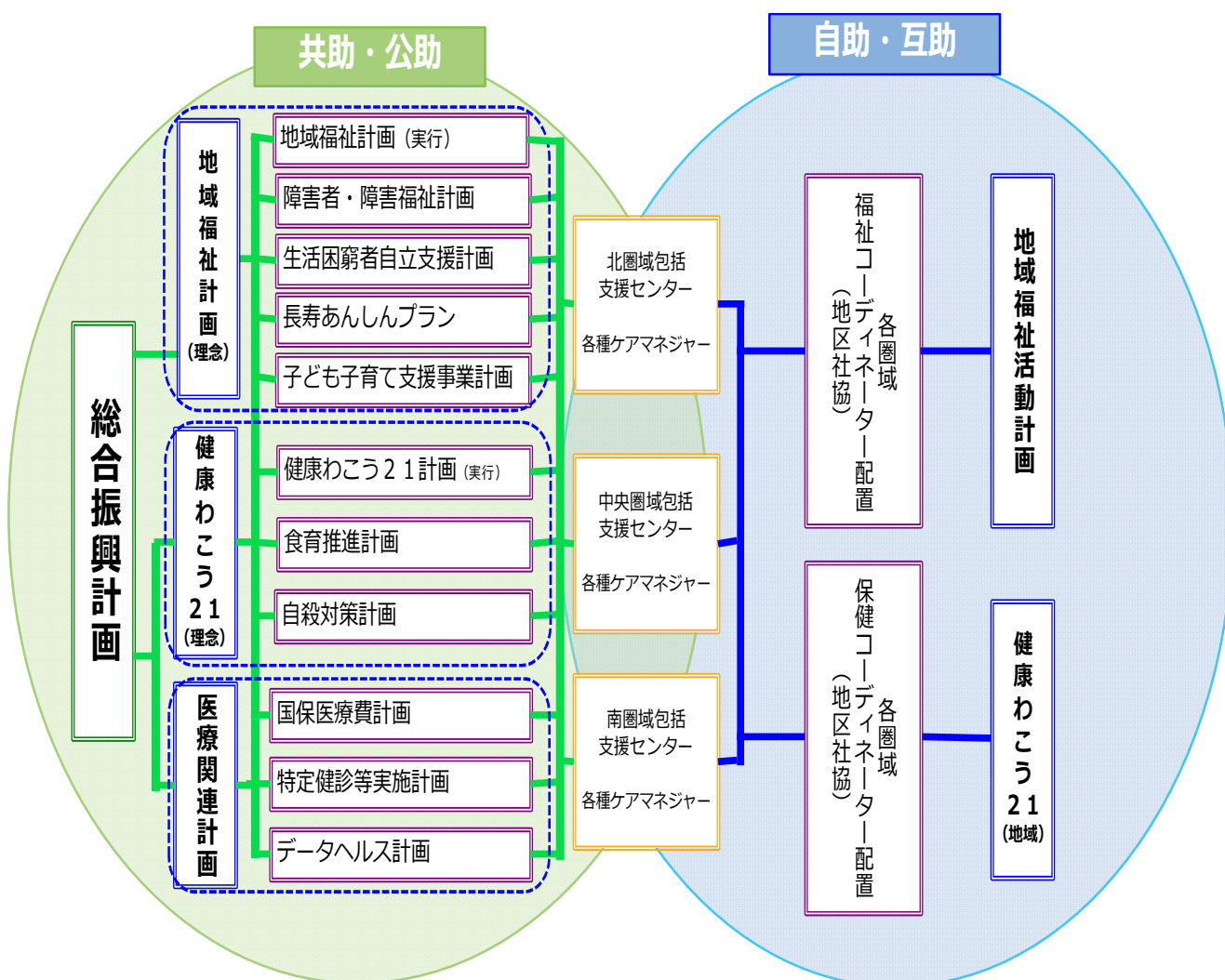
(※)【(出典):令和2年11月5日 厚生労働省死因究明等推進本部事務局による死因究明等の推進に関する参考資料⑧「警察における都道府県別の死体取扱状況令和2年中」】

第2節 計画の位置づけ及び他計画との関係

本計画は、国の「自殺総合大綱」や「埼玉県自殺対策計画」の趣旨を踏まえつつ、自殺対策基本法第13条第1項に基づき策定します。

策定にあたっては、市政運営の基本方針である「和光市総合振興計画」及び福祉・保健・医療の各領域における理念計画である「地域福祉計画」、「健康わこう21計画」、「医療関連計画」と各分野における個別計画との整合を図るとともに、各領域における理念計画が相互に連携することで、関係する計画の施策すべてが効果的に機能することを目指します。

本計画は、和光市健康づくり基本条例が掲げる理念に基づき、各分野の個別計画との連携のみでなく、教育部門と連携することで、誰も取り残さない自殺対策計画を推進していきます。



第3節 計画の期間

本計画は第2期計画期間を令和5年度から9年度までの5年間とし、以降5年ごとに次期計画の策定を行います。

また、制度の改正等があった際には、必要性に応じて、見直しを行うこととします。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
令和	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
	第1期和光市自殺対策計画 (2018年度～2022年度の5年)		第2期和光市自殺対策計画					第3期					第4期	
保健・医療分野	第二次健康わこう21計画 (2018～2027年度の10年)				第三次									
	第三次和光市食育推進計画 (2018～2027年度の10年)				第四次									
	第2期和光市国民健康保険保健事業実施計画 (2018～2023年度の6年)			第3期					第4期					
	第3期和光市特定健康診査等実施計画 (2018～2023年度の6年)			第4期					第5期					
	第2期和光市国民健康保健事業計画 (計画期間：3年)			第3期			第4期		第5期			第6期		
保健・福祉分野	第四次和光市地域福祉計画 (2020～2024年度の5年)				第五次					第六次				
	第8期和光市長寿あんしんプラン (計画期間：3年)			第9期		第10期			第11期			第12期		
	第2期和光市生活困窮者自立支援計画 (計画期間：5年)					第3期				第4期				
	第六次和光市障害者計画 (計画期間：3年)			第七次			第八次			第九次			第十次	
	第6期和光市障害福祉計画 (計画期間：3年)			第7期			第8期			第9期			第10期	
	第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 (2020年度～2024年度の5年)				第3期					第4期				

第4節 計画の策定体制

本計画は、第2期和光市自殺対策計画策定委員会における協議を経て策定しました。

当委員会においては、保健・医療・福祉の学識経験者および公募市民等により幅広く委員を構成し、地域全体で自殺対策を推進するための計画策定を目指しました。あわせて、当委員会はすべて公開・傍聴者の受入れをすることで、協議内容の透明性を保つと共に、計画策定内容についてパブリックコメントを実施し、市民の意見の集約・周知を図っています。

第2期和光市自殺対策計画策定経過

年月日	実施内容
令和4年7月4日	第1回策定委員会 ・計画策定の経緯及び趣旨 ・第1期評価と第2期計画策定の方向性 ・計画策定スケジュールの確定
令和4年10月31日	第2回策定委員会 ・職員パイロット調査の結果（速報） ・基本理念、目標、方針、取組について
令和5年1月18日	第3回策定委員会 ・計画書（素案）について
令和5年2月4日～ 2月24日	パブリック・コメント募集
令和5年3月8日	第4回策定委員会 ・パブリックコメントの結果及び計画書（素案）の変更点について
令和5年3月24日	ヘルスソーシャルキャピタル審議会 ・パブリックコメントの結果及び計画書（素案）の確定について

